

官報

号外 平成九年四月十一日

○第四百四十回 衆議院會議録 第二十五号

平成九年四月十一日(金曜日)

議事日程 第十二号

平成九年四月十一日

午後零時三十分開議

第一 平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

第二 平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

第三 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づき経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

第四 平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

第五 平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

第六 平成七年度特別会計予算総則第十四条に

基づき経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

第七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第二 平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第三 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づき経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第四 平成七年度一般会計予備費使用総調

書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第五 平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第六 平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づき経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本私立学校振興・共済事業団法案(内閣提出)

午後零時三十三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第二 平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第三 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づき経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第四 平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第五 平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

日程第六 平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づき経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一ないし第六に掲げました平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外五件を一括して議題といたします。

平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外五件

平成九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

委員長の報告を求めます。決算委員長草川昭三君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔草川昭三君登壇〕

○草川昭三君 ただいま議題となりました各件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成六年度の予備費等でありましたが、一般会計予備費(その2)は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費等八件で、その使用総額は千五百一十二億三千三百円余であります。

また、特別会計予備費(その2)は、食糧管理特別会計における調整勘定へ繰り入れに必要な経費等三特別会計の四件で、その使用総額は九百二十三億九千六百円余であります。

また、特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額(その2)は、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利息に必要な経費の増額で、その経費増額は七百九十八億七千四百円余であります。

次に、平成七年度の予備費等でありましたが、一般会計予備費は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費等十三件で、その使用総額は五百七十八億二百円余であります。

また、特別会計予備費は、外国為替資金特別会計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費で、その使用額は七百四十億円であります。

平成六年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用額書(その2)(承諾を求める案件外五件) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

また、特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額等三特別会計の六件で、その経費増額の総額は百七十六億四千四百円余であります。

委員会におきましては、昨日各件について三塚大蔵大臣から説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、平成六年度一般会計予備費(その2)、平成六年度特別会計予備費(その2)、平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額(その2)及び平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額の四件は、全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、平成七年度一般会計予備費及び平成七年度特別会計予備費の二件は、多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一ないし第三及び第六の四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、四件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

日程第七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第七、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員長野中広務君。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔野中広務君登壇〕

○野中広務君 ただいま議題となりました法律案につきまして、日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため、所有者等との合意または日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について同法第五条の規定による認定があったものについて、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、当該手続が完了するまでの間、適正な補償のもとでこれを暫定使用することができるとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、防衛施設局長は、引き続き駐留軍の用に供するためその使用について同法第五条の規定による認定があった土地等について、その使用期間の末日以前に収用委員会に対して権利取得裁決の申請及び明け渡し裁決の申し立てをした場合で、その使用期間の末日以前に使用のために必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、損失の補償のための担保を提供して、その使用期間の末日の翌日から、当該土地等についての明け渡し裁決において定められる明け渡しの期限までの間、引き続きこれを暫定使用できるものとすること。

第二に、暫定使用によって所有者等が受ける損失の補償については、土地収用法中土地の使用による損失の補償に関する規定に準じて補償しなければならぬものとし、暫定使用の期間等に依りてこれらの者が取得することができず損失の補償のための担保をその期間の六月ごとにあらかじめ提供しなければならぬこととするともに、最終的には収用委員会が明渡し裁決において裁決するものとする。

第三に、この法律は公布の日から施行し、改正後の規定は、施行日前において、引き続き駐留軍の用に供するためその使用について同法第五条の規定による認定があった土地等について、裁決の申請等をしていした場合についても適用するものとする。

等であり。本案は、去る四月三日本院に提出され、翌四日の本会議において本案等の審査のため本特別委員会が設置され、引き続き趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日久間防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、七日質疑に入り、九日には参考人の意見聴取を行うなど慎重な審査が行われました。

この間において行われた質疑は、暫定使用制度を導入する理由、国が直接事務を執行する必要性、在沖海兵隊の削減、時限立法と考える、憲法第二十九条の財産権の規定との関係等、広範多岐にわたって行われましたが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

このような経過を踏まえて、昨日質疑を終了いたしましたところ、民主党から修正案が提出さ

れ、原案及び修正案を一括して討論に付し、自由民主党を代表して杉浦正健君、新進党を代表して西野陽君、太陽党を代表して栗屋敏信君から原案に対して賛成、修正案に対して反対、民主党を代表して山元勉君から原案及び修正案に対して賛成、日本共産党を代表して穀田恵二君、社会民主党・市民連合を代表して上原康助君から原案及び修正案に対して反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論終局後、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えておきます。

（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君） 本案に対しては、赤松広隆君外一名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。前原誠司君。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

（本号末尾に掲載）

（前原誠司君登壇）

○前原誠司君 私は、民主党を代表し、いわゆる駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由とその趣旨を御説明いたします。

我が党は、日本の安全保障のみならずアジア太平洋地域の平和と安定を責任を持って求める立場からも、日米安保条約は重要であるとの認識に立ち、これを存続させていくためにも、日本における米軍基地の土地提供に関して法的な空白を放置することは立法府として許容すべきでないと判断いたしました。

しかし他方、土地の使用期限が切れるので無条件に継続使用を認めますよというの、なかなか割り切れない思いがするの事実であります。なぜなら、少なくとも一年前の今ごろ、つまり越後通信所の一部の土地が使用期限切れになった直後でありましたが、政府の担当者の中では、ことしの五月十四日で使用期限が切れる十二施設の土地についても手続は到底間に合わないとの認識があったにもかかわらず、政府・与党はこれを放置し、このような間際になってからせよ詰まらず法改正をしていくという感がどうしてもぬぐえないからであります。

政府は表向き、沖縄県収用委員会が期限内に裁決をしてくれることを願っている、ぎりぎりまで様子を見てきたと言われているので、実際にこのところは、自民党内ではかなり早い時期から法改正や特別立法の必要性を説く意見があったにもかかわらず、与党内での調整がつかずに先送りをしてきただけではないのでしょうか。

また、我が党は政府に対し、現行法に定められ

ている緊急使用の手続をとるようにも求めてまいりました。しかし、政府は結局これを行わず、決められている手順も踏まずにいきなり法改正を行ってきたという思いが沖縄県民の間には根強く残ったということも、強く指摘させていただきたいと思ひます。

今回の法改正で最も気にかかる点は、この法改正をした後、沖縄の切実な要望を国民全体として取り組んでいく持続力、継続力があるのかどうかということであります。

一昨年の九月、米兵による少女暴行事件という痛ましい出来事が起こりました。それにより、潜在的にはあった沖縄への米軍施設・区域の過度の集中という問題が表面化し、それ以来、沖縄の問題が国政の主要テーマとして取り上げられるようになりました。日米安保の重要性ばかりに目を奪われ、沖縄にだけ過重な負担を強い続けてきたことを、私自身も改めて思い知らされました。

そして、沖縄がその不当性を訴えて政府に対してある種の働きかけができる唯一と言ってもいいところであったのが、土地使用にかかわる使用権限の取得手続であります。沖縄県や当該市町村が土地の物件調査作成に必要な押捺を拒否したり、裁決申請書の公告縦覧の代行に協力せず、またそれを受けて政府が知事に対して訴訟を起こす、これらの煩雑な手続によって政府が当初予定していた権限取得見込みが大幅におくれる結果になりました。しかし、このようなやり方がよいのか悪いのかは別にして、少なくとも効果的だったのは、使用期限が切れる日が明確に決まっていたからであります。

今回の法律案の改正により、収用委員会が議論

をしている間は暫定使用が認められるため、もはや知事や当該市町村長の代行拒否は効果的にてこにはなり得なくなりますが、そのような状況を生み出さないための法改正だと見ることはできません

が、沖縄県にとっては、二十五年前の本土復帰以来、政府の公約が十分に果たされてこなかったという無念の思いがあるだけに、幾ら政府が引き続き努力をすると答えようとも、のど元過ぎれば熱さ忘れるで、またほっておかれるのではないかと不安に感じるのは理解のことであります

民主党が考える修正案とは、特措法を五年間の時限立法にすることであり、こうすることによって、何よりも沖縄県民の方々が抱く不安を少しでも払拭できるのではないかと考えます。そして、修正された法律の有効期限である五年という期間において、沖縄米軍基地の整理縮小、日米地位協定の改善、地域振興策の充実などの重要課題について政府が集中的に取り組むことを促したいと考えます

さらに、在日米軍兵力の削減について一言申し上げます

朝鮮半島情勢が好転するまでは海兵隊の削減などについて口にするべきではないとの意見が大勢を占めておりますが、我々はあえてそのことについて言及いたします

冒頭にも触れましたように、我が党も日米安保を重要だと考え、今後も維持していくべきだと考えます。平時におけるシーレーン防衛や情報提供、また攻撃を受けた場合のパワープロジェクト能力など、日本にとっての安全保障面でのメリットは当然ながら、アジアにおいても地域安

定のためにアメリカのプレゼンスを歓迎する空気は支配的であります

しかし、今のままの日米安保でよいのかと言われれば、そうは思っておりません。経済的に庇護される立場ならまだしも、経済的には拮抗している二国において、一方が安全保障の面で他方に過度にもたれかかる図式は決して健全とは言えません。もたれかかる方の精神的な自立も妨げますし、他分野において高圧的な態度や譲歩につながらず、二国間関係そのものにひびが入る危険性が高くなります。したがって、日米防衛協力の指針の見直しなどにより、日本の果たすべき新たな役割を整理するとともに、沖縄から要望の強い海兵隊の他地域への移転を真剣に取り組むことが、新たな次元における日米の関係強化につながると思います

何よりも沖縄に七五％の米軍施設・区域が集中している現状を考えた場合、沖縄の理解なくして日米安保はあり得ないということを強く認識すべきであります

最後に、民主党の提案する修正案が仮に否決されても、我が党は原案に賛成することを明らかにいたします

沖縄の今後を考えたとき、さきに述べたように時限立法化する方がよいと考えますが、何よりも法的空白をつくることは我が党は求めません。したがって、原案には賛成いたしますが、さきに自

民党と合意をした米軍兵力の継続的な見直し、一国一制度的な沖縄振興策などの五項目の提言、これは昨日、特別委員会におきまして、我が党の北村哲男議員の質問に答え、橋本総理も尊重し取り

組んでいたたく御答弁をいただきましたが、これを我が党としても真摯に継続して取り組むことで沖縄の皆さんには御理解をいただけるものと信じております

この五項目提言の具体化に全力を挙げる決意であることを最後に強く申し述べ、本法律案に対する修正案の提案理由といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。鈴木宗男君。

(鈴木宗男君登壇)

○鈴木宗男君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりましたいわゆる駐留軍用地特措法の一部改正法律案に賛成、同法律案に対する修正案に反対の立場から、討論を行います。(拍手)

本案は、我が国が日米安保条約の当事国として果たさなければならない義務の履行に万全を期し、もって国際社会における信用を維持する上でぜひとも必要なものであります

すなわち、本案は、現に駐留米軍の用に供している土地等の使用期間を更新するために政府が最大限の努力を尽くしても、なおその使用期限までに収用委員会の審理その他必要な権利を取得するための手続が完了しない場合、収用委員会の裁決により使用権原が確保されるまでの間に限り、暫定的にその土地等の継続使用ができることとするものであり、あわせて、これにより土地所有者等が受ける損失について適正な補償を確保すること

を内容とするものであります。このように、暫定使用ができる場合について、厳格な要件と手続を法律で定め、また損失の補償

についても原則として収用委員会の裁決に係らしめるなど、所有者等の権利保護についても十分配慮したものとされており、憲法二十九条、三十一条を遵守しているものであります

また、本案は、あくまで公正中立な立場にある収用委員会が審理を尽くして裁決をするまでの間のいわばつなぎの措置を定めるものであって、収用委員会の権限を狭くしたり、その審理手続に制限を設けたりするものではありません

さらに、土地調査の署名押印の代行手続や裁決申請書などの公告縦覧の手続での市町村長や都道府県知事の権限等についても、一切改正しておりません

このように、本案は、嘉手納飛行場等の使用期限を目前にした現下の状況に対応する上で、まことにやむを得ない必要最小限の措置をとるものであります

本年は、沖縄復帰二十五周年という節目の年に当たります。将来の沖縄を思うとき、さらなる沖縄の振興策が必要であることは論をまちません。そのためにも、沖縄米軍基地の整理、統合、縮小に努力していく必要があります

さきの戦争において、沖縄県では、うら若い中学生や高等女学校生徒を含む民間人の六人に一人が犠牲となりました。戦況が厳しくなった昭和二十年六月、海軍沖縄方面根拠地隊司令官大田実中将が、不幸な沖縄県民の上に思いを走らせ、祖国の同胞に訴えるべく、海軍次官に次のような内容の電文を打電しております。「一木一草焦土ト化セン 糧食六月一杯ヲ支フルノミナリト謂フ 沖縄県民斯ク戦ヘリ 県民ニ対シ後世特別ノ御高配

ヲ賜ランコトヲ」といふものであります。

私は、沖縄の諸問題を考えるとき、この大田中将のこの言葉を胸に焼きつけて取り組んでまいりました。また、沖縄の皆さんも、この大田中将の最後の電文を心に刻み、苦難の道を乗り越えてきたと思うのであります。しからば、この大田中将の最後の電文に私たちはこたえてきたであろうか。自問自答するとき、私をして努力が足りなかったと反省をするものであります。

橋本内閣総理大臣の沖縄にける情熱は、私の胸に迫るものがあります。堀山官房長官を沖縄担当大臣として取り組む橋本内閣のその熱意、姿勢は、今までのいかなる内閣にもまさるものであると私は高く評価するものであります。(拍手)

我が自由民主党も、橋本総理の思いをしつかり受けとめ、沖縄県総合振興対策等に関する特別調査会会長加藤一幹理事長を中心として、もろもろの施策の実行に一層の努力をしてまいる決意であります。

国益なくして県益はありません。今回の特措法の問題でも、沖縄米軍基地用地の民公有地面積の〇・二%を占める反戦地主の声をもちて沖縄全体の声であるかの議論は、果たして本当の沖縄県民の声でありましょうか。

昨年の四月、橋本総理のリーダーシップにより普天間飛行場の返還が決まり、橋本・クリントン会談で、沖縄の米軍基地の整理、統合、縮小の問題は大きく前進を見、この一年間にわたる日米両国の懸命な共同作業によって、その基本合意は着実に実施段階に入ろうとしております。きのう大田沖縄県知事がシユワブ沖代替ヘリポート建設の

調査受け入れ容認を表明したのも、その一環であると思うのであります。また、沖縄県道一〇四号線越え射撃訓練の本土移転受け入れも、私の選挙区にある矢日別演習場を抱える別海町がいち早く受け入れを決意し、今防衛庁からの訓練実施日程の提示を待っているところでありました。(拍手)

こうして、着実に一つ一つ沖縄の痛みを分かち合う方向で進んでいることを、沖縄の皆さんにもぜひとも評価し理解していただきたいと思うのであります。

同時に、駐留軍用地特措法の一部改正案可決を機に、沖縄の痛み、沖縄の心を我々国会議員がしっかりと受けとめ、沖縄の自立に向け、さらなる協力、努力を誓おうではありませんか。また、先ほど野中広務委員長長の報告にあった、あの沖縄への熱い思いをお互い重く受けとめようではありませんか。

このことを最後に申し上げて、私の本案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 古堅実吉君。

(古堅実吉君登壇)

○古堅実吉君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる米軍用地特措法改正案について、修正案及び原案に反対の討論を行います。(拍手)

今回の特措法改悪は、日米安保共同宣言の路線を推進する立場から、二十一世紀にわたって沖縄県民の土地を奪い続け、米軍基地の長期固定化を図るための仕組みをつくり上げようとするものであります。米軍基地の縮小撤去を求める沖縄県民の声を真つ向から踏みにじるかかる大改悪案は、断じて許すわけにはまいりません。

本法案は、米軍用地の使用期限が切れても、防衛施設局長が収用委員会に裁決の申請さえしていれば、収用委員会の裁決がなくても、あるいは収用委員会が却下の裁決をしても、防衛施設局長が建設大臣に不服審査を申し立てていけば、強制使用を続けられるようにするものであり、さらに、昨年四月一日から不法占拠が続いている楚辺通信所の不法占拠までも波及しようという、まさに土地強奪法であります。

憲法二十九条は、戦前の一方的、官憲的な土地取り上げへの反省から、国民の財産権に対する国家権力の不当な侵害を許さないことを憲法原則として打ち立て、やむを得ず私有財産を収用、使用する場合には、公正な手続と正当な補償を求めているのであります。

その保障として、地方自治体の独立した機関である収用委員会の審理、裁決がなされて初めて土地を強制使用することができる原則がとられてきたのであります。本法案は、この収用委員会の権限を事実上奪い去り、形骸化するものであり、断じて容認できません。

一九五一年、戦後の憲法下で土地収用法の抜本的改正がなされた際、軍事や国防のために国民の財産を取り上げることができないとされました。しかし、その後、日米安保条約が締結されるに及んで、憲法のこの原則が破られ、米軍用地については強制的な使用、収用ができるようにしたのが米軍用地特措法であります。

この特措法は、誕生のそもそもから憲法の平和原則に反する違憲立法であるだけでなく、土地収用法に定める公聴会の制度を廃止するなど手続

を著しく簡略化し、地主等の保護を弱める一方、土地を取り上げやすい制度にされたものであります。しかるに、今回の法案はそれをさらに大改悪するもので、米軍用地確保を絶対化した法治主義の否定と断ぜざるを得ないものであります。

政府は、暫定的な使用を認める最小限の改正と強調しますが、その暫定使用の内容は本格使用と変わるところがなく、しかも期間の限定もありません。暫定使用される土地の所有者は、権利を主張する機会も第三者機関の審理を受ける権利も与えられず、一方的に財産権を制限されるのであります。これが憲法三十一条の保障する適正手続の原則に反することは余りにも明らかであります。

憲法二十九条が保障する国民の財産権の侵害という点でも、憲法三十一条が保障する適正な手続の原則の否定という点でも、沖縄県民にこうした差別的扱いを押しつけるという点でも、憲法を二重三重に踏みにじるものであり、明白な違憲立法であります。

そもそも沖縄の米軍基地は、沖縄戦後、ハーグ陸戦法規に違反した米軍の勝手横暴な基地構築と米占領下における不当な布令・布告に基づく、いわゆる銃剣とブルドーザーにより土地を強奪し拡張されたものであります。今回の特措法改悪は、米軍占領下における土地強奪の根拠とされた布令に等しい役割を持たされたものと断ぜざるを得ないのであります。

米軍に強奪された土地は、本来、一九七二年五月の本土復帰の時点で県民に返還されるべきものであります。しかるに、憲法に反する公用地暫定使用法によって米軍の土地強奪は合法化され、

平成九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

引き続いて特措法による強制使用が今日に至るまで繰り返され続けているのであります。

沖縄県民は、戦後五十余年、米軍基地があるがゆえに命と生活が脅かされ続けてきた苦難の歴史の中から、県民の総意として米軍基地の縮小撤去を強く求めています。それは、一九九五年十月の県民総決起大会、昨年九月の県民投票によって明確に示されています。

「二度と戦世を起さない。命どう宝」、悲惨な沖縄戦を体験した沖縄県民の心はここにありま

す。県民の願いに背を向け、沖縄の心を踏みにじる本改悪案は断じて容認できません。(拍手)

昨年四月の日米共同宣言に基づいて、日本の米軍基地をアジア太平洋に向けての出撃拠点とする

アメリカの戦略を進めるため、日米安保を絶対化し日本の憲法の上に置いて、米軍基地のための土地の強制使用をいつまでも続け、二十一世紀までも米軍基地との共存を沖縄県民に押しつけることを絶対に許すわけにはまいりません。

間もなく五月には日本国憲法施行五十周年、沖縄の祖国復帰二十五周年を迎えます。

○議長(伊藤家一郎君) 古堅実吉君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○古堅実吉君(続) 日本共産党は、憲法の平和原則をしっかりと守り抜き、核も基地もない平和な沖縄、日本の実現を目指して国民とともに全力を挙げて闘い抜くことを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤家一郎君) 佐藤茂樹君。

〔佐藤茂樹君登壇〕

○佐藤茂樹君 私、新進党を代表して、ただい

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

ま議題となりましたいわゆる駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、政府案に賛成の立場から、討論を行うものであります。(拍手)

。 今回の政府案は、沖縄における駐留軍用地の強制使用にかかわる県の土地収用委員会の裁決が来る五月十四日の使用期限までに間に合わないことに伴い、国による不法占拠状況を回避するための必要最小限の措置として提案されたものであります。

我々は、率直に言って、今回の事態を招くに至った村山政権以来の政府の対応やあるいは法案の問題点を考えれば、法案は極めて便宜的、場当たり的であり、安全保障という国にとっての最重要課題に対する基本姿勢として極めて問題が多いと言わざるを得ません。

しかしながら、去る四月二日、三日の両日行われた自民、新進両党首会談で、国が安全保障に最終責任を負うとともに、沖縄県民の負担を全国民が負うための仕組みを整備する旨の合意がなされたことを重く受けとめ、日米安保条約の堅持と法治国家としての義務を履行するとの観点から、今回の特措法改正を暫定的措置として容認するものであります。(拍手)

そもそも今回の沖縄米軍基地用地の強制使用問題は、二年前の平成七年四月、村山総理に対し、駐留軍用地特措法に基づく使用認定の申請が行われた時点から、こうした事態はある程度想定されました。そして平成七年九月、沖縄の少女暴行事

件というまことに痛ましい事件が起き、地位協定見直しを強く求める沖縄県知事の要請を一顧だにせず、この政府の無神経な対応が引き金となって大田県知事の署名拒否が起きました。さらに、知事に対する総理の職務執行命令の手続の怠慢等々、政府の数々の失政の積み重ねが今日の状況を招いたのであります。

これは、自民、社民、さきがけ三党連立の維持を最優先にし、日本の安全保障の根幹である日米安保条約上の国の義務を軽視してきた結果にほかなりません。

法案そのものについても、幾つかの問題点を指摘せざるを得ません。

すなわち、第一に、土地収用委員会の審理中にそのルールを変えるもので、民主主義国家のあり方として疑問があり、沖縄基地の固定化につながるかねないこと。第二に、在日米軍基地の七五％が集中している沖縄基地の負担の軽減について何らこたえていないこと。第三に、昨年四月、楚辺通信所で同様の無権限状態となつたのを放置しておきながら、今回このような提案をしたこと。第四に、法改正で収用委員会の裁決までの暫定使用を合法化したとしても、仮に収用委員会が使用期間について申請の期間を大幅に短縮した場合や部分的に使用を否定する限定的裁決をした場合は、基地の安定的使用に影響を及ぼしかねないことなど、政府案は多くの問題点を持っております。

昭和二十七年に制定された駐留軍用地特措法は、総理大臣が基地用地としての国の使用が必要と認定したものを、都道府県知事や都道府県の収用委員会が内容を審査する仕組みとなっておりま

す。本来、在日米軍基地の安定的な確保は、国の安全保障の基本であり、条約上の義務でもあります。したがって、基本的には、地方にゆだねるのではなく、政府が基地提供に最終責任を負う仕組みが必要であると考えるのであります。

また、沖縄の基地の負担を減らすため日本国全体で基地負担を分かち合おうとするならば、国が責任を持つ法整備は不可欠であります。これは一見厳しい法整備のように感じますが、そうしなければ、結局、国内移転が進まず、沖縄の基地の固定化となり、沖縄県民にとっても日本の安全保障にとっても正しい選択ではないと信ずるものであります。

こうした認識を踏まえ、去る四月三日、橋本総理と小沢党首との会談で次の三項目の合意がなされました。

第一は「日米安全保障条約は、我が国の安全保障を確保するという国の根幹に関わるものである」という共通の認識に立ち、政府が同条約上の義務の履行に最終的責任を負う。第二に「在沖縄米軍基地問題は、日米の関係を円滑にし、絆を強化するとともに、沖縄県民の負担を全国民が担うという考え方に基づいて解決すべきである。第三に「沖縄の基地の使用に係る問題は、県民の意思を活かしながら、基地の整理・縮小・移転等を含め、国が最終的に責任を負う仕組みを誠意をもって整備するものとする。」というものであります。この合意は、基本的に、これまでの新進党の主張を原則として受け入れ、国として最終的に責任を負う仕組みを整備することで一致したものであります。我々は、政府がこの合意を重く受けと

め、これを真摯に履行するならば、十分評価されるべきものと考えます。

その上で、政府提出の特措法改正案は、問題点の多い法案ではありますが、沖縄米軍基地用地の不法占拠状態を避け、日米安保条約上の義務を履行する観点から必要と判断し、暫定的措置として賛成するものであります。

なお、民主党提出の修正案については見解を異にいたしますので、修正案には反対いたします。

討論の最後に、去る四月四日の本院の代表質問で、連立与党の社民党が、この特措法改正案を憲法二十九条、三十一条、九十五条に違反すると批判いたしました。その一方で、法案に反対しても与党にとどまることを表明しております。憲法違反だと批判する政党と一緒に与党を組むということとは一体どういう神経なのか、国民にどう説明できるのでしょうか。これで果たして責任ある政治が行えるのでしょうか。残念ながら、これが現在の三党連立政権の姿なのであります。

財政再建問題、行政改革問題、経済改革問題、日米防衛協力問題等々、我が国が二十一世紀の国際競争社会に生き残れるかどうか命運を決める問題が山積しております。この大変革期に、いつまでもあまいまな国家政策で我が国が対応できるはずがありません。

日本の将来を考え、橋本総理が、安全保障などの国の基本問題において、今後、確たる信念に従い英断を持って対処されることを強く要請し、私の討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 濱田健一君。

(濱田健一君登壇)

○濱田健一君 私、社会民主党・市民連合を代

表し、政府提出の駐留軍用地特別措置法改正案と民主党提出の修正案に反対の立場で、討論に参加いたします。

私たちが駐留軍用地特別措置法改正案に反対する理由を要約すれば、次の三点になります。

第一に、立法の観点で、この改正案は、政府が述べているような必要最低限の緊急避難措置ではなく、新規立法の色合いが濃いということであります。

第二に、冷戦後に求められている、ポスト冷戦時代のアジアの展望を切り開く努力の足りないまま提案されていることとあります。

第三に、法律の内容と提案の姿勢に、沖縄県民の強い要望を軽視して、政府の対応に誠実さを欠いていることとあります。

第一の点について言えば、手続的に社会民主党が主張した緊急使用の申し立てを行わず、いきなり法改正に訴えた手法は納得しがたいものであります。そして、政府案は、従来説明してこられた最小限、緊急避難的なものではなく、内容的には新規立法に等しいものになっています。さらには、究極的に沖縄のみに適用され、沖縄差別の法であると言わざるを得ません。また、憲法二十九条で保障された財産権の侵害のおそれがあり、憲法下の現行土地収用法を抜本的に変更し、県土地収用委員会の権限、そしてその存在を否定するものであります。

細かい問題点について述べる時間はありませんが、この改正案は、緊急使用申し立て制度が形骸化する、総理大臣の使用認定によりどのような状況下でも恒常的に使用権原が確保されるこ

と、地主に異議申し立てなどの司法的救済手続の余地がないこと、法律不遑及の原則に反する点など、問題が多いと言わざるを得ません。

二点目について言えば、冷戦構造はアジア太平洋地域においても崩壊の過程にあると言って過言ではないと思います。したがって、日本の外交は、東アジアの緊張緩和、とりわけ朝鮮半島や中台関係の安定への貢献とアジア太平洋地域における多国間協力を形成するとともに、日米安保条約を維持しつつ改革するとともに、ポスト冷戦時代にふさわしい安全保障の運用をすべき段階を迎えています。

しかしながら、政府は、今回の改正法案提出に当たり、何らこの点について触れておりません。例えば、KEDOが進展すれば核懸念は解消されます。日本は、食糧援助と四カ国協議の実現を促進することができ、アメリカの朝鮮政策もこの方向にあり、連絡事務所を設置、国交正常化が視野に入っていると考えられます。政府は、こういう状況と連動させながら、日米安全保障共同宣言及び第二次橋本内閣発足に当たった三党合意にある、在日米軍の兵力の構成を協議するという方向を、具体的な兵力・基地削減プログラムのチャンスとして積極的に活用すべきであると提言しておきます。

第三の点では、沖縄の皆さんの理解と協力なしに日米安保条約の義務を履行することができないことは、だれもがわかっていてのことではないことです。安保体制のもとで、沖縄は既に過大な負担を果たしてきました。政府は、今回の特措法改正に関する知事と県議会の意向や基地縮小を求める昨

年九月の県民投票などについて十分考慮し、どのような情勢と条件のもとでどのように基地と兵力を縮小できるのか、基地使用の基盤となっている日米地位協定をどう見直すのか、日米合同委員会の透明性を確保するためにどうするのかなど、沖縄の苦痛と負担を軽減する展望を今なぜ示さないのでしょうか。ここが沖縄の皆さんの共通した思いなのです。

沖縄振興法について、昨日十日に、八項目の新たな与党合意事項が示されたことを高く評価いたします。この合意を国全体、国民全体で真摯に受けとめ、具体的政府計画を早急に策定し、完全実施を図ることが沖縄の心に報いることになると強く訴えます。これを実現するためにも、沖縄の願いは基地の整理、統合、縮小そして撤去なのであります。

社会民主党は、今回の特措法改正が沖縄の基地固定化につながる可能性のあるものとの認識で改めて反対の意思を表明し、村山政権以降積み上げてまいりました政策が後退しないことを切望しつつ、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 栗屋敏信君。

(栗屋敏信君登壇)

○栗屋敏信君 私、太陽党を代表して、いわゆる駐留軍用地に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成をする立場から、討論を行います。(拍手)

本法案は、駐留軍用地に関する一般法の形をとっておりますが、主として五月十四日に沖縄の米軍基地の十二施設に係る土地の使用期間が切れることに伴い、使用継続についての特別措置を定

めるものであります。現行法の定める手続によつて使用権原を取得することができず、緊急避難的に本改正案を提出せざるを得なかつた政府のこれまでの対応については、極めて遺憾と言わざるを得ません。

しかし、基地の使用について無権原の違法状態を生ずることは、法秩序の維持の見地から見ても、また、日米安全保障条約に亀裂をもたらし、日米の信頼関係を損ない、我が国の平和と安全に重大な影響を与えるという見地から、絶対に避けなければなりません。これが、我が党が本改正案に賛成するゆえんであります。

一方、戦中戦後、沖縄県民が受けられた苦しみ、痛みを思いをいたさなければなりません。沖縄戦において、一般市民を含め二十万人を超える犠牲者を出したこと、本土の米軍基地が復帰後六〇％減少したのに対し沖縄においてはわずかに減少せず、現在、基地の七五％が存在すること、また米軍の演習に伴う多くの被害が発生する等、その苦しみ、痛みは我々の想像を超えるものがあり、日本国民全体がこれを深刻に受けとめなければなりません。

我が太陽党は、沖縄県民の立場に立って、基地のさらなる整理、統合、縮小、沖縄県が自立できる振興開発の推進を主張し、その実現を目指してきたところであります。

その内容について申しますと、第一は、日米両国は、国際情勢の変化に対応して、米軍の配置、構成等について、日米安全保障協議委員会、SCCにおいて常時協議を行うこととし、特に沖縄基

地のさらなる整理、統合、縮小に努めることであります。

第二は、米軍の軍事演習の環境に及ぼす影響と我が国環境法制との調和、米軍の軍事演習、行動により生ずる住民との摩擦を速やかに解消できる体制の整備等、地位協定に係る諸問題について不断に改善の努力を行うことであります。

第三は、本土との格差を是正し、沖縄県が自立できるような沖縄県の発展を尊重した振興開発計画を推進することであります。このことは、島田懇談会の答申によるプロジェクトについて各官庁の所管予算にとられず必ず実現を図ることであり、また沖縄県の要望による自由貿易地域の拡充強化を現行法制の枠を超えて推進を図ることであります。

その他、国際観光都市の形成、農林水産業の振興、戦中戦後の不発弾の処理等の課題もありあります。

今申し上げました事項につきましては、さきの我が党羽田党首と橋本内閣総理大臣との会談の際、羽田党首より提案をいたし、合意を得たところであります。また、安保土地特別委員会の質疑においても政府側から積極的な答弁があったところであり、改めて政府の全力を挙げての取り組みを要望いたしますものであります。

本法案は、国益と沖縄県民の痛みとのほごまに立ち、国益を優先させるぎりぎりの判断に立つものであり、提出者である政府も、賛成をする者も、厳しい選択を迫られたものと言えるであります。それだけに政府は、本法案の運用に当たっては、この特別措置に頼ることなく、常に正

規の法手続の履行と関係者の理解を得る努力を怠つてはならないと思ひます。

なお、民主党提出の修正案につきましては、問題の基本的解決にならず、賛成しがたいということとを申し上げまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、赤松広隆君外一名提出の修正案につき採決いたします。

赤松広隆君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よつて、修正案は否決されました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○荒井広孝君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、日本私立学校振興・共済事業団法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進

められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 荒井広孝君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

日本私立学校振興・共済事業団法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日本私立学校振興・共済事業団法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長二田孝治君。

日本私立学校振興・共済事業団法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(二田孝治君登壇)

○二田孝治君 ただいま議題となりました日本私立学校振興・共済事業団法案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、私立学校教職員共済組合の公的社会保障制度における役割に配慮しつつ、私立学校振興の基盤を整備することを目的として、日本私立学校振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散・統合して、新たに日本私立学校振興・共済事業団を設立しようとするものであります。

これにより、新たに設立される事業団が、解散・統合される両法人の一切の権利及び義務を承継することとし、その目的、法人格、事務所、資本金、役員、組織、業務、財務及び会計、事業団に対する文部大臣の監督等について規定することとしたしております。

また、日本私学振興財団法を廃止し、私立学校教職員共済組合法を私立学校教職員共済法に改正することとしたしております。

本案は、去る二月十日本院に提出され、四月八日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、四月九日小杉文部大臣より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 三塚 博君
文部大臣 小杉 隆君
国務大臣 久間 章生君

○議長の報告

(報告書受領)

一、昨日、内閣から次の報告書を受領した。
平成八年度第三・四半期における予算使用の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

木部 佳昭君

大野 功統君

野呂田芳成君

江渡 聡徳君

村岡 兼造君

茂木 敏充君

江渡 聡徳君

野呂田芳成君

大野 功統君

木部 佳昭君

茂木 敏充君

村岡 兼造君

決算委員

辞任

補欠

新藤 義孝君

菅 義偉君

柳本 卓治君

平沢 勝栄君

菅 義偉君

新藤 義孝君

平沢 勝栄君

柳本 卓治君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に
関する特別委員

辞任

補欠

遠藤 利明君

松本 和那君

栗原 裕康君

岸田 文雄君

浜田 靖一君

山本 公一君

林 幹雄君

田野瀬良太郎君

青木 宏之君

丸谷 佳織君

東 祥三君

石田 勝之君

新井 将敏君

土屋 品子君

松本 和那君

阪上 善秀君

土屋 品子君

望月 義夫君

岸田 文雄君

栗原 裕康君

田野瀬良太郎君

林 幹雄君

山本 公一君

浜田 靖一君

丸谷 佳織君

青木 宏之君

阪上 善秀君

遠藤 利明君

石田 勝之君

東 祥三君

木島日出夫君

東中 光雄君

望月 義夫君

新井 将敏君

(議案提出)
一、昨日、議員から提出した修正案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び
に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協
定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措
置法の一部を改正する法律案に対する修正案
(赤松広隆君外一名提出)

(議案付託)
一、昨日、委員会に付託された議案は次のとお

りである。

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出
第七九号) 商工委員会 付託

環境影響評価法案(内閣提出第七八号) 環境委員会 付託

(議案送付)

一、昨日、参議院に送付した内閣提出案は次の
とおりである。

密集市街地における防災街区の整備の促進に
関する法律案

密集市街地における防災街区の整備の促進に
関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律案

電波法の一部を改正する法律案

平成六年度一般会計予備費使用総額書及び
各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求
めるの件)(第百三十九回国会、内閣提出)
に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十八条第三項の規定に基
づき、平成六年度一般会計予備費の予算額千五
百億円のうち、平成七年二月六日から同年三月
二十四日までの間において決定された千五千二
億千三百三十三万三千円の使用につき、国会の事後承
諾を求めるため提出されたものである。その内
訳は、老人医療給付費負担金の不足を補うため
に必要な経費、療養給付費等負担金の不足を
補うために必要な経費、生活保護費の不足を補
うために必要な経費等八件である。

平成九年四月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

本則に次の三条を加える。

(認定土地等の暫定使用)

第十五条 防衛施設局長は、駐留軍の用に供するため所有者若しくは関係人との合意又はこの法律の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について第五条の規定による認定があつたもの(以下「認定土地等」という。)について、その使用期間の末日以前に前条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び前条の規定により適用される同法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立て(以下「裁決の申請等」という。)をした場合で、当該使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、損失の補償のための担保を提供して、当該使用期間の末日の翌日から、当該認定土地等についての明渡裁決に

おいて定められる明渡しの期限までの間、引き続き、これを使用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合においては、その使用の期間は、当該各号に定める日までとする。

一 裁決の申請等について却下の裁決があつたとき 前条の規定により適用される土地収用法第三十条第二項に規定する期間の末日(当該裁決について同日までに防衛施設局長から審査請求があつたときは、当該審査請求に対し却下又は棄却の裁決があつた日)

二 当該認定土地等に係る第五条の規定による使用の認定が効力を失つたとき 当該認定が効力を失つた日

2 前項の規定による担保の提供は、防衛施設局長において、同項の規定による使用(以下「暫定使用」という。)の期間の六月ごとに、あらかじめ自己の見積もつた損失補償額(当該見積額が当該認定土地等の暫定使用前直近の使用に係る賃借料若しくは使用料又は補償金の六月分に相当する額を下回るときは、その額とする。)に相当する金額を当該認定土地等の所在地の供託所に供託して行うものとする。

3 防衛施設局長は、前項の規定による供託をしたときは、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を収用委員会及び当該認定土地等の所有者又は関係人に通知しなければならない。

4 防衛施設局長は、認定土地等の所有者又は関係人の請求があるときは、政令で定めるところにより、次条第一項の規定による損失の補償の内払として、第二項の規定による担保の全部又は一部を取得させるものとする。この場合にお

いて、土地若しくは土地に関する所有権以外の権利又は建物若しくは建物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償に係る担保については、暫定使用が行われた期間に応じて取得させるものとする。

5 防衛施設局長は、前項の規定により認定土地等の所有者又は関係人が担保を取得したときは、総理府令で定めるところにより、その旨を収用委員会に通知するものとする。

6 防衛施設局長は、次条第一項の規定による損失の補償を了したときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により提供した担保を取り戻すことができる。

7 第一項本文に規定する場合においては、前条の規定にかかわらず、認定土地等の使用に関しては、土地収用法第二百一十三条の規定は、適用しない。

第十六条 暫定使用によつて認定土地等の所有者及び関係人が受ける損失(以下「暫定使用による損失」という。)については、土地収用法第六章第一節中土地の使用による損失の補償に関する規定(第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項、第七十八条、第七十九条、第八十条の二第二項及び第八十一条の規定を除く。)に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、暫定使用の時期の価格(土地若しくは土地に関する所有権以外の権利又は建物若しくは建物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等又はその建物及び近傍同種の建物の借賃等を考慮して算定した暫定使用の

時期の価格)によつて算定しなければならない。

2 収用委員会は、認定土地等について明渡裁決をする場合において、当該明渡裁決において定める明渡しの期限までの間に暫定使用の期間があるときは、当該明渡裁決において、併せて暫定使用による損失の補償を裁決しなければならない。この場合において、当該明渡裁決において定める明渡しの期限は、当該認定土地等についての権利取得裁決において定める権利取得の時期としなければならない。

3 収用委員会は、前条第四項の規定により認定土地等の所有者又は関係人が担保を取得したときは、前項の規定による裁決において、防衛施設局長が支払うべき補償金の残額及びその権利者又は防衛施設局長が返還を受けることができる額及びその債務者を裁決しなければならない。

4 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、第二項の規定による裁決中前項に規定する防衛施設局長が返還を受けることができる額に関する部分について、第十四条の規定により適用される同法第二百一十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。

第十七条 前条第二項の規定による裁決がされる場合を除き、暫定使用の期間が終了したときは、暫定使用による損失の補償について、防衛施設局長と暫定使用による損失を受けた者とが協議しなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当す

平成九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

るときは、防衛施設局長又は暫定使用による損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の裁決について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「新法」という。)第十五条から第十七条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供するため所有者若しくは関係人との合意又はこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「旧法」という。)の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について旧法第五条の規定による認定があつたものについて、防衛施設局長がその使用期間の末日以前に旧法第十四条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び旧法第十四条の規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一一一

により適用される土地収用法第四十七条の二第二項の規定による明渡裁決の申立てをしていない場合についても適用するものとする。この場合において、施行日においてその従前の使用期間が満了しているにもかかわらず必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等の暫定使用については、新法第十五条第一項中「当該使用期間の末日以前」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日前」と、「当該使用期間の末日の翌日」とあるのは「当該担保を提供した日の翌日」とする。

3 防衛施設局長は、前項後段に規定する土地等の暫定使用を開始した場合においては、その従前の使用期間の末日の翌日から暫定使用を開始した日の前日までの間の当該土地等の使用によつてその所有者及び関係人(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第十四条の規定により適用される土地収用法第八條第三項に規定する関係人をいう。)が通常受ける損失を補償するものとする。

4 前項の規定による損失の補償については、防衛施設局長と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

5 前項本文の規定による協議が成立しないと

き、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

理 由

日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため所有者等との合意又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について同法第五条の規定による認定があつたものについて、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、当該手続が完了するまでの間、適正な補償の下でこれを暫定使用することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留するアメリカ

合衆国の軍隊の用に供するため所有者等との合意又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について同法の規定による認定があつたもの(以下「認定土地等」という。)について、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、当該手続が完了するまでの間、適正な補償の下でこれを使用(以下「暫定使用」という。)することができるとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 認定土地等の暫定使用

(一) 防衛施設局長は、認定土地等について、その使用期間の末日以前に裁決の申請及び明渡裁決の申立て(以下「裁決の申請等」という。)をした場合で、当該使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、損失の補償のための担保(以下単に「担保」という。)を提供して、当該使用期間の末日の翌日から、当該認定土地等についての明渡裁決において定められる明渡しの期限までの間、引き続き、これを使用することができるとするものと。

(二) (一)の担保の提供は、防衛施設局長において、暫定使用の期間の六月ごとに損失補償額に相当する金銭を供託して行うものとする。

(一) の場合においては、認定土地等の使用

に關しては、土地収用法第百二十三條(緊急使用)の規定は、適用しないものとする

2 暫定使用による損失の補償

暫定使用による損失については、土地収用法の規定に準じて補償しなければならないものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行すること。

(二) 暫定使用に關する規定は、施行日前において、認定土地等について、防衛施設局長がその使用期間の末日以前に裁決の申請等をしてした場合についても適用するものとする。この場合において、施行日においてその従前の使用期間が満了しているにもかかわらず必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等の暫定使用は、担保を提供した日の翌日からとすること。

二 議案の可決理由

本案は、認定土地等について、一定の要件のもとで暫定使用を可能とするもので、日米安全保障條約に基づく義務を的確に履行するため妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年四月十日

日米安全保障條約の実施に伴う土地使用等に關する特別委員長 野中 広務

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、沖縄に米軍基地が極度に集中している実態と沖縄県民のおもいを踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 沖縄に關する特別行動委員会(SACO)における合意事項の推進に当たっては、着実かつ迅速な実施を確保するため、最大限の努力を払うこと。また、最重要課題のひとつとして米軍基地の整理・統合・縮小等の沖縄に關連する問題に引き続き全力で取り組むこと。

二 日米安保條約の義務を我が国全体で果たすべく、沖縄への過重な負担の軽減を図るよう、最大限の努力を払うこと。

三 アジア情勢の安定のための外交努力を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米政府と協議すること。

四 在日米軍の演習、直轄工事に對しては、国内法令の趣旨を尊重し、人權の保護並びに自然環境の保全のため、なお一層努力するよう申し入れること。

五 沖縄が基地依存型経済から脱却することを目

指し、沖縄政策協議会で集約しつつある振興策を着実に推進すること。

六 在沖縄米軍基地の整理・統合・縮小、返還給付金の支給期間の検討を含む返還跡地の有効利用の促進、沖縄米軍基地所在市町村に關する懇談会の提言、沖縄振興策等の実施に当たっては、予算措置に特段の配慮を講ずること。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

右の修正案を提出する。

提出者

赤松 広隆

前原 誠司

賛成者

安住 淳外四十九名

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の

一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項中「この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法(以下「新法」という。第十五條から第十七條までの規定)を「暫定使用に關する規定」と改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(暫定使用に關する規定の失効)

2 この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法(以下「新法」という。第十五條から第十七條までの規定)以下「暫定使用に關する規定」という。は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。この場合における経過措置に關し必要な事項は、政令で定める。

日本私立学校振興・共済事業団法案

右 国会に提出する。

平成九年二月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本私立学校振興・共済事業団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 役員等(第九条―第二十一条)
- 第三章 業務(第二十二条―第二十六条)
- 第四章 財務及び会計(第二十七条―第三十七条)
- 第五章 監督(第三十八条・第三十九条)
- 第六章 雑則(第四十条・第四十一条)
- 第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 私立学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校をいう。

二 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

五 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に

規定する各種学校をいう。

(法人格)

第三条 日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、文部大臣の認可を受けて、必要に地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、日本私立学校振興・共済事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を

総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十一条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、文部大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の内命)

第十二条 役員の内命は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができる。

(役員の内命)

第十四条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十五条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 事業団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(運営審議会)

第十七条 事業団に、運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項(共済業務第二十二条第一項第六号から第八号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。)のみに係るものを除く)について審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、理事長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

6 第十二条の規定は、委員について準用する。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(共済運営委員会)

第十八条 共済業務の適正な運営を図るため、共済法の定めるところにより、事業団に共済運営委員会を置く。

(共済審議会)

第十九条 共済法第十四条第一項に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、共済法の定めるところにより、事業団

に共済審査会を置く。

(職員の任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第二十二條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は進学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のために必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育(私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。)に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、進学校法人その他の者に對し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、進学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。

五 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

六 共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。

七 共済法第二十条第二項に規定する長期給付を行うこと。

八 共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

九 第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三 私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため必要な業務を行うこと。

4 第二項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十二条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

5 事業団は、第三項第三号の業務を行うおとすときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(共済規程)

第二十三条 事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に関する重要事項について、共済規程を定めなければならない。

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十四条 事業団は、助成業務(第二十二條第一項第一号から第五号まで及び第九号並びに同

条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)の執行に關して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2 事業団は、共済業務の執行に關して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

3 事業団は、助成業務方法書又は共済運営規則を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 助成業務方法書及び共済運営規則に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十二條第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十條第一項及び第二項、第十八條第一項及び第二項、第十九條第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七條第一項中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替へるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十六条 事業団は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に對し、当該委託業務に関する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び會計

(事業年度)

第二十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第三十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下この条において「業務報告書等」という。)を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに業務報告書等を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十一条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 助成業務に係る経理
二 第二十二條第一項第六号の業務、同条第二

- 項に規定する老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く。)
- 三 第二十二條第一項第七号の業務及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く。)
- 四 第二十二條第一項第八号及び同条第三項第二号の業務に係る経理
- 五 第二号及び第三号に掲げる業務に係る事務に係る経理
- 2 附則第六條第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び第五條第二項の規定により政府が出資する金額に係る経理は、前項第一号の経理に係る勘定において行うものとする。
- (利益及び損失の処理)
- 第三十二條 事業団は、前条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。
- 2 事業団は、前条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替へるものとする。
- 4 前条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算の方法に關し必要な事項は、文部省令で定める。
- (借入金及び私学振興債券)
- 第三十三條 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を図るため必要な場合において、文部大臣の認可を受けたときは、この限りでない。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。
- 6 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 8 事業団は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 9 商法明治三十二年法律第四十八号(第三百九條、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 10 第一項及び第六項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
- (償還計画)
- 第三十四條 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。
- (余裕金の運用)
- 第三十五條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
 - 一 国債、地方債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
 - 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- 2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十一條第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に屬する業務上の余裕金を運用することができる。
- (給与及び退職手当の支給の基準)
- 第三十六條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (文部省令への委任)
- 第三十七條 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。
- 第五章 監督
- (監督)
- 第三十八條 事業団は、文部大臣が監督する。
- 2 文部大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。
- (報告及び検査)
- 第三十九條 文部大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 厚生大臣は、事業団に対し、随時、共済業務及びこれに係る資産の状況について報告をさせることができる。
- 第六章 雑則
- (解散)
- 第四十條 事業団の解散については、別に法律で定める。
- (大蔵大臣との協議)
- 第四十一條 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。
 - 一 第二十二條第五項、第二十四條第三項、第二十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第八項又は第三十四條の規定による認可(第二十四條第三項の規定による認可にあつては助成業務方法書に係るものに、第二十八條の規定による認可にあつては第三十一條第一項第一号、第三十三號又は第五號の経理に係るものに、第三十四條の規定による認可にあつては第三十一條第一項第一号の経理に係るものに限る。)をしようとするとき。
 - 二 第二十四條第四項の規定により助成業務方法書に記載すべき事項について文部省令を定めようとするとき、又は第三十二條第四項若しくは第三十七條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十六條の規定による承認(第三十条第一項の規定による承認にあつては、第三十一条第一項第一号、第三号又は第五号の經理に係るものに限る。)をしようとするとき。

四 第三十五条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第三十条第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

六 第三十八條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十四条 第七條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第一条 文部大臣は、事業団の理事長となるべき

者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、次項及び第四項に規定する事務その他の事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、あらかじめ附則第六條第一項の規定による解散前の日本私立学校教職員共済組合の意見を聴いて、助成業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 文部大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、あらかじめ附則第五條第一項の規定による解散前の私立学校教職員共済組合の運営審議会の意見を聴いて、共済規程及び共済運営規則を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

5 第二項の規定により作成された助成業務方法書並びに前項の規定により作成された共済規程及び共済運営規則は、事業団の成立の時に於いて、それぞれ、事業団の助成業務方法書並びに共済規程及び共済運営規則となるものとする。

6 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 事業団は、前条第六項の規定による届出があつたときは、平成十年一月一日に成立する。

(私立学校教職員共済組合の解散等)

第五条 私立学校教職員共済組合は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本私立学校振興財団の解散等)

第六条 日本私立学校振興財団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 日本私立学校振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私立学校振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本私立学校振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が日本私立学校振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私立学校振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により日本私立学校振興財団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七條 附則第五條第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第五條第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承

継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 附則第五條第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、私立学校教職員共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員の身分の取扱い)

第八條 事業団は、附則第五條第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六條第一項の規定により解散する日本私立学校振興財団の職員が引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十條 事業団の最初の事業年度は、第二十七條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(区分經理の特例)

第十二條 事業団は、第三十一条第一項第一号の經理に係る勘定において第三十二条第一項に規

平成九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

日本私立学校振興・共済事業団法案及び同報告書

一八

定する残余を生じたときは、第三十一条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てらるるため、その残余の額の一部を第三十一条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十二条第一項中「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び前条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

(私立学校等の特例)
第十三条 この法律(第二十二條第一項第一号を除く)において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百一十一條第一項の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含む、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)
第十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八條第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第三十一條第一項第三号の規定の適用については、第二十二條第二項中「及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による拠出金」と、第三十一條第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、並びに同条第二

項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金とする。

(日本私立学校振興財団法の廃止)
第十五条 日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)は、廃止する。

(日本私立学校振興財団法の廃止に伴う経過措置)
第十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私立学校振興財団法(第十一條、第十二條、第十七條及び第十八條を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十七条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
私立学校教職員共済法
目次中「第六條の二」を「第六條」に、「第二章 役員(第七條―第十一條)」を「第二章 前除に」運営審議会を「共済運営委員会」に「組合員」を「加入者」に、「業務」を「給付及び福祉事業」に、「第一節 総則(第十八條・第十九條)」を「第一節 削除」に、「審議会」を「共済審査会」に、「第八章 会計(第三十九條―第四十一條)」を「第九章 監督(第四十二條―第四十五條)」を「第八章及び第九章 削除」に、「第五十條―第五十三條」を「第五十條・第五十一條」に改める。

第一条を次のように改める。
(目的)
第一条 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業

を行う共済制度(以下「私立学校教職員共済制度」という)を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

第四条を削る。

第三条の見出しを「(共済規程)」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 共済運営委員会に関する事項
二 加入者に関する事項
三 共済業務(日本私立学校振興・共済事業団法平成九年法律第 号。以下「事業団法」という。)(第十七條第二項に規定する共済業務をいう。以下同じ)及びその執行に関する事項
四 掛金及び特別掛金に関する事項
五 共済審査会に関する事項
六 共済業務に係る資産の管理その他財務に関する事項
七 共済業務に係る会計に関する事項
八 その他共済業務に関する重要事項
第三条第二項中「定款」を「共済規程」に改め、同条を第四條とする。

第二条を削り、第一条の二を第三條とし、第一条の次に次の一條を加える。

(管掌)
第二条 私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という)が、管掌する。

第五条を削る。

第六条中「組合」を「この法律に基づく」に改め、同条を第五條とする。

第六条の二中「組合」を「事業団」に、「基づく」を「基づく」に、「組合員」を「加入者」に改め、同条を第六條とする。

第二章を次のように改める。

第二章 削除
第七條から第十一條まで 削除
第三章の章名を次のように改める。

第三章 共済運営委員会
第十二條の見出しを「(共済運営委員会)」に改め、同条第一項中「組合の業務」を「共済業務」に、「組合に運営審議会を」を「事業団に共済運営委員会」に改め、同条第二項中「運営審議会を」を「共済運営委員会」に、「組合員」を「加入者」に、「組合の業務」を「共済業務」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十二條に次の一項を加える。

5 第二項の委員は、再任されることができ

る。

第十三條の見出しを「(共済運営委員会の職務)」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる事項については、事業団の理事長(以下単に「理事長」という)は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。

一 共済規程の変更
二 共済運営規則(事業団法第二十四條第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ)の変更
三 共済業務に係る毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画
四 共済業務に係る重要な財産の処分又は重大な義務の負担
五 共済業務に係る訴訟又は審査請求その他不服申立ての提起及び和解
六 その他共済業務に関する重要事項で共済規程で定めるもの

第十三條第二項中「運営審議会」を「共済運営委員会」に、「共済業務」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 共済業務

第十四條 共済業務は、事業団が、管掌する。

第十五條 共済業務は、事業団が、管掌する。

第十六條 共済業務は、事業団が、管掌する。

第十七條 共済業務は、事業団が、管掌する。

第十八條 共済業務は、事業団が、管掌する。

第十九條 共済業務は、事業団が、管掌する。

第四章 加入者

第十四条の見出しを「加入者」に改め、同条第一項中「組合を」事業団に、「次の各号に」を「次に」、「組合員を」私立学校教職員共済制度の加入者に改め、同条第二項中「組合員を」加入者に改める。

第十五条の見出しを含む。中「組合員を」加入者に改める。

第十六条の見出し中「組合員を」加入者に改め、同条中「組合員は、次の各号に」を「加入者は、次に」、「組合員の」を「加入者の」に改める。

第十七条の見出しを「加入者期間」に改め、同条第一項中「組合員を」加入者に、「組合員期間を」加入者期間に改め、同条第二項中「組合員の」を「加入者の」に、「組合員期間を」加入者期間に改め、同条第三項中「組合員を」加入者に、「組合員期間を」加入者期間に改める。

第五章 給付及び福祉事業

第一章 第一節 削除

第十八条及び第十九条 削除

第二十条第三項中「組合を」事業団に改める。

第二十二條第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定中「組合員を」加入者に改め、同条第七項中「組合員を」加入者に、「くらべて」を「比べて」に改め、同条第九項中「組合員を」加入者に改める。

第二十三條中「組合員期間を」加入者期間に改める。

第二十五条の表以外の部分中「同法」の下に「第二條第一項第二号イ、ロ及びハ以外の部分に限る。」を加え、「第七十七條第一項を」第二号、第五十九條第一項、第六十一條第二項、第七十六條第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第七十七條第一項、第二百六十八條の五第五項第四号、附則第十二條第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二條の四の三第四項並びに附則第十二條の六第一項及び第三項に改め、「中」の下に「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」とを加え、「連合会」とあるのは「組合」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」に改め、「職務等」との下に、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」とを加える。

第二十五条の表中

第二條第一項第四号 職員

第二條第一項第二号イ、ロ及びハ以外の部分に限る。	組合員	加入者（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）
第二條第一項第四号	職員が	教職員等（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が
	職員で	教職員等で
	職員と	教職員等と

教職員等（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）を

に改める。

第二十五条の表第四十一條第一項の項中「私立学校教職員共済組合（以下「組合」と）日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」と）に改め、同表第四十七條第二項の項中「保険医療機関又は」を「保険医療機関若しくは」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同表第五十二條の二の項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同表第五十五條第一項第一号の項下欄中「組合を」事業団に改め、同項の次に次のように加える。

第五十五條第一項第二号	組合員（加入者）	加入者（組合員）
	組合員及び私学共済制度の加入者	組合員
	組合員の	加入者の
	組合	事業団

第二十五条の表第五十五條第二項及び第三項の項中「業務方法書」を「共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第 号）第二十四條第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十五条の表第五十九條第一項の項を次のように改める。

第五十九條第一項	組合員の	加入者の
	組合員で	加入者で
	給付又は私立学校教職員共済法による給付	給付
	組合員、私学共済制度の加入者	組合員
	被保険者を含む	被保険者をいう
	当該組合	加入者

第二十五条の表第六十條第二項の項を次のように加える。

第六十一條第二項	組合員で	加入者で
	もとの組合	事業団

第二十五条の表第六十八條の項中「業務方法書」を「共済運営規則」に改める。

第二十五条の表第六十九條の項の次に次のように加える。

第七十四條第一項第一号	除く、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）	除く、
第七十四條第一項第二号及び第三号	給付、私立学校教職員共済法による年金である給付	給付

第二十五条の表第七十四條第二項の項中「除く。」の下に「が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付を加え、同項下欄中「共済組合」の下に「が支給する年金で

平成九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 日本私立学校振興・共済事業団法案及び同報告書

ある給付を加え、同項の次に次のように加える。

第七十四条第四項	給付、私立学校教職員共済法による年金である給付	給付
第七十四条の二第一項及び第三項	給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付	給付

第二十五条の表第七十四条の四の項の次に次のように加える。

第七十六条第一項各号列記以外の部分	組合員期間	加入者期間(私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。)
-------------------	-------	---

第二十五条の表第七十七条第一項の項中

(私立学校二十三条に与月額をい)を	平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)	平均標準給与月額(私立学校教職員共済法第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。)
組合員期間	加入者期間	

の次に次のように加える。

第七十九条第三項	給付、私立学校教職員共済法による年金である給付	給付
----------	-------------------------	----

第二十五条の表第八十条第一項の項中「除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの」を加え、同表第二百二十六条の五第二項の項中

掛金及び国の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)	掛金及び国の負担金の合算額
を	定款	

算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)	に改め、同表第二百二十六条の五第五項第一号の二の項の
共済規程(私立学校教職員共済法第四條第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。)		

次に次のように加える。

第二百二十六条の五第五項第四号	組合員(組合員、私学共済制度の加入者)	加入者(加入者)
-----------------	---------------------	----------

第二十五条の表中

附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件	組合員、文部省令で定める要件
附則第十二条第二項	大蔵大臣の認可を受け、大蔵省令で定めるところ	文部大臣の認可を受けた場合には、当該文部省令で定めるところ
附則第十二条第三項	二以上の	他の
附則第十二条第六項	掛金及び国の負担金の合算額を含む	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)

附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件	事業団が、文部省令で定める要件
附則第十二条第二項	大蔵大臣の認可を受け、大蔵省令で定めるところ	文部大臣の認可を受けた場合には、加入者
附則第十二条第三項	大蔵省令で定めるところ	共済規程
附則第十二条第四項	大蔵省令で定めるところ	文部省令で定めるところ
附則第十二条第五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第一百項	大蔵省令で定めるところ	加入者

附則第十二条第五項	組合員、私学共済制度の加入者を含む	組合員
	特例退職組合員の標準報酬	特例退職加入者の標準給与をいう
附則第十二条第六項	標準報酬の月額に	標準給与の月額に
	当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付	短期給付
附則第十二条第六項	組合員	加入者
	特例退職組合員を標準報酬の月額に	特例退職加入者を標準給与の月額に
附則第十二条第六項	定款	共済規程
	当該特定共済組合が、その者	その者
附則第十二条第六項	掛金及び国の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む)
	定款	共済規程
附則第十二条第六項	当該特定共済組合に	事業団に

に改める。

第二十五条の表附則第十二条第七項の項の次に次のように加える。	
附則第十二条第九項	特例退職組合員
任意継続組合員とみなして	
任意継続加入者とみなして	

第二十五条の表附則第十二条第十項の項及び附則第十三条の十第三項の項中「私立学校教職員共済組合法を」私立学校教職員共済法に改め、同表附則第十三条の十第五項の項中「私立学校教職員共済組合法第六条を」私立学校教職員共済法第五条に改める。

第二十六条中「組合は、第十八条第一項第三号に掲げる事業として、次の各号に掲げる事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に、「組合員」を「加入者」に、「定款」を「共済規程」に改める。

平成九年四月十一日 衆議院会議録第二十五号 日本私立学校振興・共済事業団法案及び同報告書

第二十八条第一項中「組合員」を「加入者」に改め、同条第二項中「組合員」を「加入者」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、「任意継続組合員」を「任意継続加入者」に、「組合」を「事業団」に改める。

第二十九条第一項中「組合員」を「加入者」に、「組合」を「事業団」に改め、同条第二項中「組合員」を「加入者」に改め、同条第三項中「組合員」を「加入者」に、「組合」を「事業団」に、「第二十六号第五号」を「第二十六条第一項第五号」に改める。

第二十九条の二中「次の各号」を「次に」に、「組合員」を「加入者」に改める。

第三十条第一項中「組合」を「事業団」に改め、同条第二項中「組合」を「事業団」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「組合」を「事業団」に、「財産差押」を「財産差押え」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十一条第一項中「一」を「いずれかに」に、「組合」を「事業団」に改め、同条第二項及び第三項中「組合」を「事業団」に改める。

第三十四条第二項中「組合」を「事業団」に改める。

第三十四条の二第一項中「組合」を「事業団」に、「第十八条第二項」を「事業団法第二十二條第二項」に改め、同条第二項中「組合員」を「加入者」に改め、「第二十五条において」の下に「読み替えて」を加え、「任意継続組合員」を「任意継続加入者」に、「特例退職組合員」を「特例退職加入者」に改め、同条第三項中「組合員」を「加入者」に、「定款」を「共済規程」に改め、同条第五項中「組合員」を「加入者」に改める。

第三十五条第一項及び第二項中「組合」を「事業団」に改め、同条第三項中「組合」を「事業団」の共済業務に係るに改め、同条第四項中「組合の業務」を「事業団の共済業務」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 共済審査会

第三十六条第一項中「組合員」を「加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「審査会」を「共済審査会」に改める。

第三十七条の見出しを「(共済審査会)」に改め、同条第一項中「審査会は、組合」を「共済審査会は、事業団」に改め、同条第二項中「審査会を」を「共済審査会に改め、同条第三項中「組合員」を「加入者」に改め、同条第四項中「第九条第三項及び第四項」を「第十二条第四項及び第五項」に改める。

第三十八条中「審査会」を「共済審査会」に改め、「第百五条第一項中」の下に「組合員」とあるのは「加入者」とを加え、「組合」を「事業団」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第八章及び第九章を次のように改める。

第八章及び第九章 削除

第三十九条から第四十五条まで 削除

第四十六条中「組合」を「事業団」に改める。

第四十七条の見出し中「組合」を「事業団」に改め、同条第一項中「組合」を「事業団」に、「組合員」を「加入者」に、「組合の業務」を「共済業務」に改め、同条第二項中「組合」を「事業団」は「に」、「組合員」を「加入者」に、「組合又は」を「事業団又は」に、「組合の業務」を「共済業務」に改める。

第四十七条の二中「組合」を「事業団」に改める。

第四十七条の三の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同条第一項中「において」の下に「読み替えて」を加え、「組合員期間等」を「加入者期間等」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同条第三項中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

第四十七條の四を削る。

第四十八條中「組合」を「事業団」に改める。

第五十条を削る。

第五十一条中「次の各号の一に該当する場合には、組合を」第四條第二項の規定により文部大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、事業団に改め、各号を削り、同条を第五十條とする。

附則第三十四項を削り、附則第三十五項を附則第三十四項とする。

附則第十三項中「組合員期間とみなしを」加入者期間とみなしに、「組合員となつた後の組合員期間を」加入者となつた後の加入者期間に改める。

第十八條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、前條の規定の施行前に同條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(第九條及び第十二條を除く。以下「旧共済法」という。)又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前條の規定による改正後の私立学校教職員共済法(以下「新共済法」という。)若しくはこれに基づく命令中の相當する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第十四項中「組合員期間を」加入者期間に、「組合員を」加入者に改める。

第十九條 旧共済法による組合員であつた者は新共済法による加入者(以下附則第二十五條までにおいて単に「加入者」という。)であつた者と、旧共済法による組合員であつた期間次に掲げる期間を除く。は新共済法による加入者期間(以下附則第二十五條までにおいて単に「加入者期間」という。)とみなす。

附則第十五項(見出しを含む。)中「組合員期間を」加入者期間に改める。

一 旧共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八號)附則第十三條の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

附則第十六項中「組合員期間を」加入者期間に改める。

二 旧共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百五號。次号において「昭和六十一年国共済改正法」という。)第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十條第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

附則第十七項中「組合員期間を」加入者期間に改める。

三 旧共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第六十一條の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

附則第十八項中「組合員期間を」加入者期間に改める。

第二十二條 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた日本私立学校振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者(事業団の職員となつた者に限る。以下附則第二十五條までにおいて「財団の職員であつた加入者」という。)のうち、一年以上の引き続く加入者期間(事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五條までにおいて同じ。)を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(日本

附則第十九項及び第三十二項中「組合員を」加入者に改める。

第二十三條 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十八條の規定を適用する。この場合において、同條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同條第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。）」とする。

附則第三十三項中「組合員を」加入者に、「定款を」共済規程に改める。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金について

支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

第二十一條 附則第十七條の規定の施行の日(以下「新共済法の施行日」という。)の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十號)による保険給付を受けることができる者であつた日本私立学校振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者(事業団の職員となつた者に限る。以下附則第二十五條までにおいて「財団の職員であつた加入者」という。)のうち、一年以上の引き続く加入者期間(事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五條までにおいて同じ。)を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(日本

第二十二條 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた日本私立学校振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者(事業団の職員となつた者に限る。以下附則第二十五條までにおいて「財団の職員であつた加入者」という。)のうち、一年以上の引き続く加入者期間(事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五條までにおいて同じ。)を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(日本

第二十三條 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十八條の規定を適用する。この場合において、同條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同條第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金について

第二十三條 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十八條の規定を適用する。この場合において、同條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同條第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金について

第二十三條 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十八條の規定を適用する。この場合において、同條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同條第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金について

私学校振興財団の職員であつた期間に係るものに限る。以下附則第二十五條までにおいて「厚生年金保険期間」という。)と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十七條第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。)に対する新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十七條第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十九條第一項第二号の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

第二十三條 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十八條の規定を適用する。この場合において、同條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同條第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金について

第二十三條 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十八條の規定を適用する。この場合において、同條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同條第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金について

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金について

ては、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十五年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十五年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三の第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十五年以上である者とみなす。

第二十六条 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六條第一項の規定に基づき旧共済法第三十七條第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会(以下「この条において「旧組合の審査会」という。»)に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十八條第一項の規定に基づき新共済法第三十七條第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会(以下「この条において「共済審査会」という。»)に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

第二十七条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の

特別措置に関する法律(昭和二十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改め、「日本私立学校振興財団」を削り、「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十条第一項第三号の助成」を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第 号)第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れに改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項第四号中「更新組合員」を「更新加入者」に、「引き続き長期組合員」を「引き続き長期加入者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 長期加入者 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者(共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。)をいう。

附則第六項中「私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。が新法附則第十一項の規定により「日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。が共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第 号。次項において「事業団法」という。附則第五條第一項の規定により)に改める。

附則第七項中「組合」を「事業団」に改め、「日本私立学校振興財団」を削り、「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十条第一項第三号の助成」を「事業団法第三十一条

第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に事業団法附則第十二条の規定による繰入れに改める。

附則第九項の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合員」となつた後の組合員期間を「旧長期組合員」となつた後の加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。)に改める。

附則第十項の見出し中「更新組合員」を「更新加入者」に改め、同項の表以外の部分中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「新法」を「共済法」に改め、同表中「更新組合員」を「更新加入者」に、「特定更新組合員」を「特定更新加入者」に改め、同表附則第十二条の七の五第一項の項下欄中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十一項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十二項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合」を「事業団」に改める。

附則第十三項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合」を「事業団」に改める。

附則第十四項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「新法」を「共済法」に改める。

附則第十五項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に改める。

「長期加入者」に、「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二十九条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改め、「日本私立学校振興財団」を削り、「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十条第一項第三号の助成」を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第 号)第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れに改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「組合員」を「加入者」に改め、同項中「法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。の)に、「組合員期間」を「加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。に改める。

附則第五項中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第六項の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同項中「組合員期間」を「加入者期間」に、「法」を「共済法」に改める。

平成九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

日本私立学校振興・共済事業団法案及び同報告書

二四

に、「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

附則第十一項中「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

附則第十二項中「更新組合員であつた者で再び組合員を更新加入者であつた者で再び加入者共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。」となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第二十号)附則第三十条の規定による改正前の附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者に改める。

附則第十六項中「法」を「共済法」に、「組合員」を「加入者」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「組合員」を「加入者」に改め、同条第一項中「改正後の法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第六条において「共済法」という。)」に改める。

附則第五条中「組合」を「日本私立学校振興・共済事業団(次条において「事業団」という。)」に改める。

附則第六条第一項中「改正後の法」を「共済法」に、「組合」を「事業団」に改め、同条第二項中「組合」を「事業団」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に、「附則第十二条の八第一項及び第一項を、附則第十二条第十項」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第三十三条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項中、同条において「私学共済組合法」という。を削り、「同条において「私学共済組合」を、同条第四項において「私学共済組合」に改める。

第九十六條の見出しを、「私学共済法に関する特例等」に改め、同条第一項中「私学共済組合の組合員」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「私学共済法」という。)」による加入者に、「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第二項中「私学共済組合の組合員」を「私学共済法による加入者」に、「私学共済組合法」を「私学共済法」に、「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第三項中「私学共済組合法」を「私学共済法」に改め、同条第四項中「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に、「私学共済組合法」を「私学共済法」に改め、同条第五項中「私学共済組合法」を「私学共済法」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第三十四条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)」を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第二十号)」に、「日本私立学校振興財団」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第三十五条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中、「地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済組合法(昭和二十八

年法律第二百四十五号)ノ規定ニ依ル組合」を「及地方公務員等共済組合法ノ規定ニ依ル組合並ニ日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十三条 本法ノ規定ノ適用ニ付テハ日本私立学校振興・共済事業団ハ第十二條第一項ニ規定スル共済組合ト私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)ノ規定ニ依ル私立学校教職員共済制度ノ加入者ハ同項ニ規定スル共済組合ノ組合員ト看做ス

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第三十六条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第三十七条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第三十八条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は法律で組織された共済組合」を「法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に、「又は共済組合に関する法律」を「共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

(医療法の一部改正)

第三十九条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項第六号中「第一号から前号まで」を「前三号」に改め、同号を同項第五号と

し、同号の次に次の一号を加える。

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第四十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第四十一条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に基づく共済組合を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第四十二条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第四十三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一号に次のように加える。

ハ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)

第十四条中「組合員」の下に若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加える。

第四十八條中「支給する年金たる給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金たる給付」を加える。

第五十六條第二号中「又は共済組合を」、「共済組合」に改め、「支給する年金たる給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による年金たる給付」を加える。

第二百二十四条及び附則第四条の第三項中「組合員の下に」若しくは「私立学校教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第七條の二の前の見出し中「組合員」の下に「又は加入者」を加え、同条第一項中「規定する組合員の下に」又は「加入者」を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を、「共済組合」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該組合員」の下に「若しくは加入者」を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を加える。

附則第十八條の前の見出し中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第一項中「年金保険者たる共済組合の下に」等を加え、「私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第二項中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第十九條第一項中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第三項中「年金保険者たる共済組合の下に」等を加え、「組合員」の下に「又は私立学校教職員共済制度の加入者」を加え、同条第四項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加える。

附則第二十條第一項及び第二十一條から第二十三條までの規定中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第二十三條の二中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「私立学校教職員共済組合」の下に「等」を加える。

組合及び農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合の一部改正）
第四十四條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」を加える。

第二十三條の二第一項第一号、第二号及び第三号中「である給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第二十三條の三第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第三十八條の二第二項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第三項中「退職」を「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付（それぞれ退職）に改める。

第三十八條の三第一項中「基づく共済組合の組合員」の下に「若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

第五十一條第二項中「である給付（死亡）」を「ある給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付（それぞれ死亡）」に改める。

第五十四條第三項中「の組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第七十八條の二中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、「若しくは当該他の法律に基づく共済組合を」、「当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則第十九條の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

（国家公務員共済組合の一部改正）
第四十五條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」を加える。

第五十五條第一項第二号中「の組合員」の下に「及び私学共済制度の加入者」を加える。

第五十九條第一項中「共済組合の給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による給付」を、「もの組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第七十四條第一項第一号中「退職を給付事由とする年金である給付を除く。」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十四條の二第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十九條第三項中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第八十條第一項中「組合員を除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

第二百二十四條第二項中「の組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第二百二十四條の二第一項中「であった期間」の下に「又は私学共済制度の加入者であった期間」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該を」、「当該」に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法」を加える。

第二百二十四條の二中「若しくは他のを」、「他の」に改め、「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、「若しくは当該他の法律に基づく共済組合を」、「当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第二百二十六條の五第五項第四号及び附則第十二條第四項中「もの組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

附則第十三條の三第二項及び第六項第四号中「の組合員」の下に「若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

附則第二十條の二の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

（国家公務員共済組合の一部改正に伴う経過措置）
第四十六條 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であった者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九條第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第

平成九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

日本私立学校振興・共済事業団法案及び同報告書

二六

号)附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による給付を含む。」とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第四十七条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十三条中、「地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく」とあるのは、「地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)に基づく」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第八号の二第一項中「若しくは組合員」を「組合員若しくは加入者」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 私立学校教職員共済法

第六十八条の二第四項中「又は共済組合」を「若しくは共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第八十一条の二第一項中「共済組合及び」を「共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び」に改める。

第八十一条の四第一項中、「給料又は標準給与」とあるのは「給料」に、「組合」を、「日本私立学校振興・共済事業団」にあつては、加入者との私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額当該年度の合計額の総額を、組合に改める。

第二百一十一条の二第一項中「共済組合」の下に「日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条に規定する事業団並びに特例退職加入者及びその被扶養者」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第四十八条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「地方公務員共済組合連合会」の下に「若しくは私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

第五十条第一項第四号を次のように改める。

四 私立学校教職員共済法

第五十条第五項中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第六項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第七十一条第一項第二号、第八十四条及び第九十五条第五号中「又は組合員」を「組合員又は加入者」に改める。

第十二条第三項中「指定する共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、「組合員」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。))」を加える。

第三十条の二第四項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第九十四条の二第二項及び第三項中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十四条の三第一項中、「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を、「当該年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「その他の年金保険者たる共済組合」にあつては、当該共済組合の組合員を「農林漁業団体職員共済組合」にあつては、農林漁業団体職員共済組合の組合員である

は、農林漁業団体職員共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」に改め、同条第三項中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十四条の五及び第九十八条の二中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十三条及び第九十四条第一号中「共済組合」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第三条中「又は組合員」を「又は加入者」に、「若しくは組合員」を「若しくは加入者」に改め、「有しない組合員」の下に「及び加入者」を加える。

附則第四条の二中「又は組合員」を「又は加入者」に改め、「組合員又は加入者」を「任意継続組合員」を「任意継続組合員又は加入者」に改め、「組合員若しくは加入者」を「任意継続組合員が任意継続組合員若しくは加入者が」に改める。

附則第五条第五項第二号中「若しくは組合員又は加入者」を「組合員若しくは加入者」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は加入者」を加える。

附則第七条の三「若しくは組合員」を「組合員若しくは加入者」に改める。

附則第七条の四第二項中「組合員又は加入者」を「組合員若しくは加入者」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第七条の五第一項中「ものを除く。」の下に「並びに私学教職員共済制度の加入者であるものを加え、同条第二項中「含む。」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者を、当該組合員の下に「又は加入者」を、当該共済組合の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第三項中「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第四

項中、「当該組合員」の下に「又は加入者」を、「又は当該組合員」の下に「若しくは加入者」を加える。

附則第七条の六中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

附則第八号中「共済組合」の下に「日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第九号の四中「当該共済組合の組合員」とあるのは、「当該共済組合の組合員、農林漁業団体職員共済組合の組合員、農林漁業団体職員共済組合の組合員」とあるのは、「農林漁業団体職員共済組合の組合員」に改める。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第四十九条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項及び第二項第一号、第九号の二第二項並びに第十六条第一項中「共済組合」の下に「等」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第五十条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第八号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第三十条中「国家公務員共済組合連合会」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十

七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。))」を加える。

第五十七条第一項第一号中「の組合員」の下に「及び私学共済制度の加入者」を加える。

第六十一条第一項中「共済組合の給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による給付を、」の組合員の下に「私立共済制度の加入者を加える。

第七十六条第一項第一号中「退職を給付事由とする年金である給付を除く。」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十六条の二第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第八十一条第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第八十二条第一項中「組合員を除く。」の下に「若しくは私立共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるものを加える。

第一百四十二条第二項及び第一百四十四条の二第五項第四号中の「組合員」の下に「私立共済制度の加入者」を加える。

第一百四十四条の二十四の二第一項中「であつた期間」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団を加え、同条第二項中「又は当該を、当該」に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法を加える。

第一百四十四条の二十五の二中「若しくは他の」を、「他の」に改め、「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、「若しくは当該他の法律に基づく共済組合」を、「当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則第十八条第四項中「ものの組合員」の下に「私立共済制度の加入者」を加える。

附則第二十八条の七第二項及び第六項第四号中の「組合員」の下に「若しくは私立共済制度の加入者」を加える。

附則第四十条の三の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であつた者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第九号)附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による給付を含む。）」とする。

(児童手当法の一部改正)

第五十三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「被保険者」の下に「加入者」を加える。

第二十条第一項第二号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第五十四条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第二項中「又は共済組合」を、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第三項第四号中「地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」を、「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同条の次に次の一号を加える。

四の二 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第八十五条第一項中「又は共済組合」を、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十五条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第八号の四中「新私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第八号の五を次のように改める。

二 私立学校教職員共済法

附則第五条第九号中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第八条第二項第四号中「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「私立学校教職員共済法による加入者期間」に改める。

附則第八条の二の見出し中「組合員」の下に「又は私立学校教職員共済制度の加入者」を加え、同条中「共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)」を削り、「であつた期間」を、「又は私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間」に、「であつた期間又ははを」若しくは私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間又ははに改める。

附則第十一条第五項及び第六項中「共済組合」

の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第十二条第一項第十七号中「新私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

附則第二十二條中「共済組合」の下に「若しくは私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団を加える。

附則第二十六条第一項及び第二十七條中「共済組合」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第三十五条第二項中「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を、「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、同項第一号中「含む。」の下に「又は加入者期間」を加える。

附則第四十二条第二項中「引き続き組合員」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私立学校教職員共済制度の加入者」という。))」を、「引き続き組合員」の下に「若しくは私立学校教職員共済制度の加入者」を、「又は組合員」の下に「若しくは私立学校教職員共済制度の加入者」を加え、同条第三項、第四項及び第六項中「組合員」の下に「若しくは私立学校教職員共済制度の加入者」を加え、同条第九項第四号中「組合員」の下に「又は私立学校教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第四十八条の二の見出し中「組合員」の下に「又は私立学校教職員共済制度の加入者」を加え、同条中「同項中「規定する組合員」の下に「又は加入者」を、「あるのは「規定する組合員」の下に「若しくは加入者を、」「当該組合員」の下に「又は加入者」を加える。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十七条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)の一部

を次のように改正する。

附則第十一条第二項第一号中「支給する年金である給付の下に、若しくは私立学校教職員共済法昭和二十八年法律第二百四十五号による年金である給付を加え、同項第二号及び第三号中「支給する年金である給付の下に、若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付を加え、同条第四項中「支給する年金の下に、若しくは私立学校教職員共済法による年金」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十八條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項第一号ロ中「給付」の下に「又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付を加え、同項第二号ロ及び第三号ロ中「支給する年金である給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第四項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十九條 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項第一号中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十條 国民年金法等の一部を改正する法律

（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第六項第二号中「若しくは組合員又は若しくは組合員若しくははに改め、任意継続組合員の下に、又は加入者」を加える。

（育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六十一條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八條第一号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加える。

附則第三十六條中「共済組合」の下に「等」を加える。

（介護保険法の一部改正）

第六十三條 介護保険法（平成九年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第七條第二十四項第六号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第二十五項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第二十六項第四号中「地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第六十三條中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第二百七條第一項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第六十四條 介護保険法施行法（平成九年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九條のうち、健康保険法附則中「第二十一條を削り、第十二條を第十一條とし、附則に二條を加える改正規定中（附則第十一條とし）の下に、附則第十三條を附則第十二條とし」を加え、同法附則第十三條を同法附則第十四條とし、同法附則第十二條中「附則第十二條第一項」を「附則第十三條第一項」に改め、同条を同法附則第十三條とする。

第四十八條の見出し中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第四十八條中「私立学校教職員共済組合法（以下この条において「法」という。）第十八條第二項の改正規定を削る。

第四十八條のうち法第二十五條の改正規定中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第七号）を加え、」の資格を有する任意継続組合員を「の資格を有する任意継続加入者」に、「私立学校教職員共済組合法第十八條第二項に規定する介護納付金を、介護保険法の規定による納付金に、」介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員を「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者」に改める。

第四十八條のうち法第二十七條第二項の改正規定中「介護納付金」の下に「（介護保険法（平成九年法律第七号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）」を加え、「組合員」を「加入者」に改める。

第四十八條中法第五十條第一項の改正規定を削る。

第四十八條のうち法附則中第三十五項を第三十七項とし、第三十四項を第三十八項とし、第三十三項の次に二項を加える改正規定中「附則第三十五項を附則第三十七項とし、」を削り、「定款」を「共済規程」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合員」を「加入者」に、「任意継続組合員」を「任意継続加入者」に、「特例退職組合員」を「特例退職加入者」に改める。

第四十八條の次に次の一條を加える。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第四十八條の二 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「及び」を「介護保険法（平成九年法律第七号）の規定による納付金及び」に改める。

第三十一條第一項第二号中「及び国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六十五條 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「又は私立学校教職員共済組合法」を「若しくは私立学校教職員共済法」に、「若しくは組合員」を「組合員若しくはは加入者」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第六十六條 国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第七号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

（所得税法の一部改正）

第六十七條 所得税法（昭和四十年法律第三十三

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第七十三條 前條の規定による改正後の地方税法
第三百四十八條第二項第十一号の四及び第十三
号並びに同條第四項の規定は、平成十年度以後
の年度分の固定資産税について適用し、平成九
年度分までの固定資産税については、なお従前
の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して日本私立学校振興・共済事業団を設立し、私立学校教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行わせるとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員の相互扶助事業として必要な給付及び福祉事業を行う私立学校教職員共済制度を運営する業務を行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本私立学校振興・共済事業団法案 閣下提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散・統合して日本私立学校振興・共済事業団を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散・統合して日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)を設立すること。

2 事業団は、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合の業務を引き継ぎ、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るための補助金の交付、資金の貸付け等の業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員に係る共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

3 事業団は法人とすること。

4 事業団の資本金は、17により日本私学振興財団から権利及び義務を承継した際、同財団に対する政府の出資金に相当する金額を政府から事業団に出資されたものとし、政府は必要があるとき、事業団に追加して出資することができる。

5 事業団に役員として、理事長一人、理事十二人以内及び監事二人以内を置くこと。このうち、理事長及び監事は文部大臣が任命し、理事は、文部大臣の認可を受けて理事長が任命すること。また、役員の任期は二年とし、再任を妨げないこと。

6 事業団に十人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。運営審議会は理事長の諮問に応じて事業団の業務の運営に関する基本事項について審議し、及び理事長に意見を述べることができること。

なお、運営審議会の委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣の承認を受けて理事長が任命するものとし、その任期は二年とする。

7 事業団に、私立学校教職員の共済制度に関する業務(8の(イ)ないし(ハ)及び(ロ)並びに9の(一)及び(二)の適正な運営を図るため、共済運営委員会を置くこと。また、共済制度の加入者の資格に関する決定等に対する不服審査のため、共済審査会を置くこと。

8 事業団は次の業務を行うこと。

(一) 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対して補助金を交付すること。

(二) 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のために必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

(三) 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

(四) 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。

(五) 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

(六) 共済制度の加入者又はその被扶養者の病气、負傷又は出産等に関する短期給付を行うこと。

(七) 共済制度の加入者の退職、障害又は死亡に関する長期給付を行うこと。

(八) 共済制度の加入者の福祉を増進するため福祉事業を行うこと。

(九) から(ロ)までの業務に附帯する業務を行うこと。

(ロ) 国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行うこと。

9 事業団は、8により行う業務のほか、次の業務を行うことができるものとする。

(一) 8の(六)の短期給付に準ずる給付を行うこと。

(二) 共済制度の加入者であった者の福祉を増進するための福祉事業を行うこと。

(三) 文部大臣の認可を受けて、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るために必要な業務を行うこと。

10 事業団は、事業年度毎に事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に文部大臣の認可を受けなければならないものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

また、事業団は、事業年度毎に財務諸表等を作成し、文部大臣の承認を受けなければならないとする。

11 事業団の経理については、次のとおり区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととする。

(一) 私立学校に対する助成に関する業務(8の(一)ないし(ロ)及び(ロ)並びに9の(三)に係る経理

(二) 共済制度の短期給付に関する業務(8の(イ)及び(ロ)並びに9の(一)に係る経理

(三) 共済制度の長期給付に関する業務(8の(二)及び(三)に係る経理

(四) 共済制度の福祉事業に関する業務(8の(ロ)及び9の(二)に係る経理

(五) (二)及び(三)に掲げる業務を行うための事務に係る経理

12 事業団は文部大臣の認可を受けて、私立学校に対する助成に関する業務に必要な費用に充てるための長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券を発行することができるとすること。

13 文部大臣は事業団を監督し、必要があると認めるときは、事業団に対して報告をさせ、又は立入検査をすることができるとすること。

14 この法律は、平成十年一月一日から施行すること。ただし、15については、公布の日から施行すること。

15 文部大臣は理事長及び監事となるべき者を指名し、設立委員を命ずること等、事業団の設立のために必要な所要の規定を設けること。

16 事業団は、平成十年一月一日に成立すること。

17 私立学校教職員共済組合及び日本私学振興財団は、事業団の成立時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は事業団が承継すること。

18 日本私学振興財団法を廃止すること。

19 私立学校教職員共済組合法について、題名を私立学校教職員共済法とするほか、私立学校教職員共済制度を事業団の管掌とすること及び従前の「組合員」を私立学校教職員共済制度の「加入者」とするなど所要の改正を行うこと。

20 私立学校教職員共済組合及び日本私学振興財団の統合に伴う経過措置を設けるほか、その他の関係法律の一部を改正すること。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するためのものとして妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

事業団が成立時において日本私学振興財団から承継することとされている同財団への出資金として、平成九年度一般会計予算に三億円が計上されている。

平成九年四月十一日

文教委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局	〒一〇五 東京都港区
電 話	
03 (3587) 4204	
定 価	
送料別	本号一部 〇〇五円